輪島市監査公表第13号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和元年12月5日

輪島市監査委員 高森 宝

神経 高極型 高極型

輪島市監査委員 大宮



定期監查結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

令和元年11月8日(金) 環境対策課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高森 宝一

輪島市監査委員 大宮 正

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた令和元年度監査資料(平成31年4月から令和元年9月まで)に係る事務事業全般及び平成30年度関連分の監査 資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- ○飼い犬に対する狂犬病の予防注射実施率が73%で、未接種犬が200頭を超えている。狂犬病はいったん発症すれば効果的な治療法がないことから、予防注射の必要性を周知し、啓発や説明を充分に行い、全ての飼い犬に予防注射が行われるよう取組んでいただきたい。
- ○不法投棄防止のための監視員は各地区に1名であるが、広範囲であり数名で 巡回している地区もあるので、現状に対応した報償費の支払がされるよう検 討していただきたい。
- ○ごみステーションなどの決められた場所以外への、個別のごみ出しが散見されるが、収集せず放置されるため、内容物の散乱などにより街の美観を損ねる原因となる。決められた場所へのごみ出しを周知していただきたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

① 滞納繰越分について

霊柩車使用料の滞納繰越分では不納欠損処理がされている。負担の公平性の 観点から、税金等にも滞納がある場合には関連部署との連絡調整を行い、徴収 に対する積極的な取組を行っていただきたい。

② 使用料徴収事務について

霊柩車使用料の収納事務に不適切な処理がみられた。適正な債権管理に努めること。